

平成 25 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社メガネトップ
代表者名 代表取締役社長 富澤 昌宏
(コード番号：7541)
問合せ先 取締役 管理本部長兼企画本部長 蓬生 満
(TEL 054-275-5000)

MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 15 日開催の取締役会において、以下のとおり、いわゆるマネジメント・バイアウト (※) の一環として行われる株式会社富澤 (以下「公開買付者」といいます。) による当社の普通株式に対する公開買付け (以下、「本公開買付け」といいます。) に賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社の普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われるものです。

(※) マネジメント・バイアウト (以下「MBO」といいます。) とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	株式会社富澤	
(2) 所 在 地	静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 富澤 昌宏	
(4) 事 業 内 容	公開買付者は、当社の株式を取得及び保有することを主たる事業の内容としております。	
(5) 資 本 金 の 額	1 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	平成 21 年 10 月 16 日	
(7) 大株主及び持株比率	富澤 昌宏 100.0%	
(8) 上場会社と公開買付者の関係	資 本 関 係	公開買付者は、当社の普通株式 427,500 株 (所有割合 (以下に定義されます。) 0.95%) を所有しております。 なお、本日現在、公開買付者の株主である富澤昌宏氏は、当社の普通株式 6,764,404 株 (所有割合 14.97%) を所有しております。
	人 的 関 係	当社の代表取締役である富澤昌宏氏は、公開買付者の代表取締役を兼務しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当社の代表取締役である富澤昌宏氏が、公開買付者の議決権の 100% を所有しており、当社の関連当事者に該当しません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、後記「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏の資産管理会社として平成21年10月に設立され、当社の株式を取得及び保有することを主たる事業の内容としている株式会社であり、富澤昌宏氏が発行済株式の全てを所有し、代表取締役を務めているとのことです。公開買付者は、平成21年12月9日に当社の普通株式を市場外取引により取得しており、本日現在、当社の普通株式427,500株（当社が平成25年2月12日に提出した第34期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数（45,492,477株）から、同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の当社の自己株式数（305,906株）を除いた数（45,186,571株）に対する割合（以下「所有割合」といいます。）0.95%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。）を所有しているとのことです。

今般、公開買付者は、応募対象外株式（以下に定義されます。）及び当社が所有する自己株式を除く、当社の普通株式の全てを取得することにより、当社を非公開化させ、当社の株主を公開買付者及び非応募残存株主（以下に定義されます。）のみとするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することとしたとのことです。なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（以下「MBO」といいます。）の手法により行われるものであり、公開買付者は当社の取締役会の賛同のもと、友好的に当社の普通株式を取得するために、法令に基づき本公開買付けを行うとのことです。また当社の代表取締役社長であり、かつ公開買付者の代表取締役である富澤昌宏氏より同氏が所有する当社の普通株式6,764,404株のうち2,440,775株（所有割合5.40%）（以下「富澤昌宏氏応募対象株式」といいます。）、当社の創業者であり、代表取締役会長である富澤昌三氏の妻及び富澤昌宏氏の母である富澤万里氏からは、同氏が所有する当社の普通株式の全て（744,120株、所有割合1.65%）、富澤昌三氏の長女及び富澤昌宏氏の姉である松野美穂氏からは、同氏が所有する当社の普通株式の全て（81,900株、所有割合0.18%）、富澤昌三氏の次女及び富澤昌宏氏の姉である富澤美奈氏からは、同氏が所有する当社の普通株式の全て（159,588株、所有割合0.35%）について本公開買付けに応募する旨の表明を受けているとのことです（以下富澤昌宏氏、富澤万里氏、松野美穂氏及び富澤美奈氏より本公開買付けに応募する旨の表明を受けている株式3,426,383株（所有割合7.58%）を「応募対象株式」といいます）。また、富澤昌三氏からは、同氏が所有する当社の普通株式の全て（7,248,705株、所有割合16.04%）、富澤昌宏氏からは、同氏が所有する当社の普通株式のうち富澤昌宏氏応募対象株式を除く4,323,629株（所有割合9.57%）、について、本公開買付けに応募しない旨の表明を受けているとのことです（以下富澤昌三氏及び富澤昌宏氏より本公開買付けに応募しない旨の表明を受けている株式11,572,334株（所有割合25.61%）を「応募対象外株式」といい、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏をあわせて「非応募残存株主」といいます。）なお、富澤昌三氏及び富澤万里氏は、本公開買付けの成立を条件として、平成25年6月上旬を目処に、公開買付者に対しそれぞれ約34億円及び約10億円の出資を予定しているとのことです。（なお、富澤万里氏は本公開買付けの応募に伴い受領する売却代金について、公租公課及びその他諸費用を控除した全額を公開買付者に出資する予定とのことです。）

本公開買付けにおいては、当社の普通株式の全て（但し、応募対象外株式及び当社の自己株式を除きます。）を取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けていないとのことです。他方、本公開買付けにおいては、18,306,561株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（18,306,561株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行うが、当該応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（18,306,561株）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです。なお、買付予定数の下限である18,306,561株は、当社の第34期第3四半期報告書（平成25年2月12日提出）に記載された平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数（45,492,477株）から、①平成24年12月31日現在の当社が所有する自己株式数（305,906株）、②応募対象株式数（3,426,383株）、③応募対象外株式数（11,572,334株）、④公開買付者が本書提出日現在所有する当社の普通株式数（427,500株）を控除した株式数（29,760,354株）の過半数（14,880,178株、所有割合32.93%。）を基礎として、これに②応募対象株式数（3,426,383株）を加えた数となります。このように、

公開買付者は、当社、公開買付者、公開買付者の利害関係者以外の株主（以下「少数株主」といいます。）の皆様が過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととして、当社の少数株主の皆様を尊重しているとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社静岡銀行から総額48,035,576,732円を上限とした借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）を行うことを予定しているとのことです。本買収ローンに係る融資条件の詳細については別途協議のうえ、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされているとのことです。本買収ローンに係る融資契約では、一定の貸出実行条件、財務制限条項等の、この種の融資契約に通常定められる契約条件が規定される予定であるとのことです。特に、本買収ローンにおいては、富澤昌宏氏の所有する公開買付者の株式並びに公開買付者が所有する当社の株式及び本公開買付けにより取得する当社の普通株式、その他公開買付者の一定の資産等について担保権が設定されることが予定されているほか、公開買付者は、本公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏のみとする手続（以下「本全部取得手続」といいます。）により当社の議決権の全てを公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が取得した後は、当社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、当社の資産を当該融資の担保に提供させる予定であるとのことです。

公開買付者は、本全部取得手続により当社の議決権の全てを公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が取得した後、当社と株式交換を実施することを予定しているとのことです（これらの手続を含む本公開買付け後の組織再編等の方針の詳細については後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。）。なお、株式交換後における公開買付者に対する最終的な持株比率は、現時点における想定によれば富澤昌三氏が約6割、富澤昌宏氏が約3割及び富澤万里氏が約1割となる見込みとのことです。

② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社は、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏が1980年5月に創業いたしました。創業当時から社名（「株式会社メガネトップ」）にも象徴される「業界トップになる」ことを目標とし、「新たな付加価値を追求し、地域社会に貢献する革新的な企業でありたい」という経営理念の下、ナンバーワンを目指し、これまで数々の業界の常識を覆しながら成長してまいりました。

また、当社は「より良いものを・より安く・より早く・よりわかりやすく」をテーマに、①人材教育、②商品開発、③広告戦略、④店舗開発に重点的に取り組み、顧客の利便性・満足度の向上に努め、企業力強化を図ってまいりました。現在は、超薄型でも遠近両用でも追加料金0円のメガネショップ「眼鏡市場」、「着替えるメガネ」をコンセプトにした「アルク」と、お客様に合わせた品揃え・店舗設計・サービスを全国に展開しております。また、商品面につきましては、機能性の高いPBフレームの開発に注力し、超軽量・超弾性ポリアミド樹脂フレーム「フリーフィット」を投入するとともに、パソコン用レンズ・熱に強いレンズ・曇りにくいレンズなど特殊加工の高機能レンズの提供を行うなど、お客様の幅広いニーズに対応してまいりました。

この結果、当社はお客様、取引先、従業員、株主・投資家を始めとする各ステークホルダーの皆様のご理解とご支援により、平成24年3月期には、売上高634億円、営業利益88億円と過去最高益を達成し、眼鏡業界において、売上高で業界トップ企業（市場シェア17%程度）となることが出来ました。なお、平成25年2月8日付公表の当社の平成25年3月期第3四半期決算短信によれば、当社の平成25年3月期の業績はこれを上回ることが予想されております。

しかしながら、近年、当社が属する眼鏡業界におきましては、企業間の価格競争による単価低下により、市場規模が縮小傾向にある一方で、消費者マインドの変化に伴い、デザイン性や機能性の高い商品を志向する動きが一段と強まってきており、それに対応した商品開発、店舗展開及び価格戦略の見直しが求められております。加えて、このような環境の変化を捉え、低価格帯の商品を中心に急速にシェアを増加させている競合他社の台頭が見られる状況にあり、更なる競争環境の激化が想定されるなど、将来的に当社を取り巻く経営環境は厳しくなっていくことが見込まれております。特に、消費者マインドの変化に如何に迅速に対応することが出来るかといった観点では、既存の「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉わられるのではなく、消費者マインドの変化を捉えるために、これまでにない店舗形態や店舗運営のあり方について、試行錯誤を重ねながら模索していくことが重要であると考えております。また、空白エリアを中心

とした新規出店について、競合他社もそのペースを加速化させていくことが予想されていることから、当社が目標としている「市場シェア 30%の獲得」及び「1,000 から 1,100 店舗体制の実現」をするためには、他社に先駆けて魅力的な新規出店エリアを確保するとともに、同エリアにおけるお客様からの信頼を早期に確立していくことが必要であると考えております。

こうした経営環境のもと、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏及び当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、現在の当社の競争優位性を引き続き維持し、安定的かつ持続的に当社の企業価値を向上させていくためには、業界トップとなったこのタイミングにおいて、中長期的視点に立った抜本的な構造改革を実施することが必要不可欠であると考えているとのことです。具体的には、これまで蓄積したノウハウを活用しながら、「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われない新しい形での店舗出店を行っていくとともに、平成25年3月末時点で存在する合計666店の直営店舗数を、これまで「目指したい姿」として示してきた1,000から1,100店舗体制とすることを現実的な目標として設定し、これを平成30年3月期までに達成すべく新規出店のペースをこれまで以上に加速させていくことで、眼鏡業界において競合他社に追従する余地を与えない程の圧倒的な地位とブランドを早期に確立させることが必要であると考えているとのことです。また、新しい形での店舗出店や新規出店のペースを加速化させる半面、会社経営の効率性向上のため、既存店舗における不採算店の閉鎖についても積極的に検討することで、企業としての新陳代謝を活性化させていく予定とのことです。なお、当社は新規出店にあたり事前調査（採算性の検証を含みます。）及び人材確保を行っておりますが、上記目標の早期実現化には、これまでと同程度の事前調査や人材確保の方法では対応出来ないと考えられることから、本社機能を含めた社内管理体制の見直しを行うなど、意思決定の迅速化やそれを支える機動的かつ効果的な組織体制の再構築を含めた構造改革が必要不可欠であると考えているに至ったとのことです。

もっとも、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏及び当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、当社が上場を維持したまま、かかる試行的施策及び構造改革を積極的かつ急速に展開した場合には、短期的であるにせよ、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化などを伴うリスクがあり、当社の少数株主の皆様に対してマイナスの影響を与えてしまう可能性も否定できないと考えているとのことです。特に、新しい形の店舗については、お客様からの評価を含め新しい試みであることもあり、当初の利益見込みを大きく下回る可能性もあります。加えて、新規出店についても、競合他社の出店エリアとの重複もある中で、今まで以上に上場ペースを早めることになるため、場合によっては不採算店となる店舗数が増加する懸念があると考えているとのことです。

また、当社は、平成9年に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成12年に東京証券取引所市場第二部に上場、平成14年には東京証券取引所市場第一部へ指定され、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、消費者や取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、当社には、現在の財務状況等から、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれず、他方で、近年資本市場に対する規制強化により、株式の上場を維持するために必要なコスト（金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等）は増加しており、株式の上場を維持することの意義について再検討を迫られる状況にありました。

このような中、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏及び当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、当社が今後も上場を維持することによるメリット、デメリットを勘案しつつ、当社の株主の皆様にはマイナスのリスクが及ぶことを回避し、短期的な業績に左右されることなく当社が中長期的に成長し、持続的な企業価値向上を実現するためには、MBOの手法により、公開買付者が当社の発行済株式の全てを取得して非上場化し、短期的な業績変動に左右されずに機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、当社の経営陣及び従業員が一丸となって当社の事業構造の改革及び取り組みの強化を積極的に行うことが最善の手段であると考えているに至ったとのことです。

公開買付者並びに富澤昌三氏及び富澤昌宏氏は、平成25年1月頃より本取引の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成25年2月にMBOの実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、ファイナンシャル・アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を選定した上で、当社に対して同年2月19日に「マネジメント・バイアウトに関するご提案」を提出いたしました。その後、公開買付者は、富澤昌三氏

及び富澤昌宏氏とともに、当社との間で本取引の実施の是非及び条件等について協議・交渉を重ね、平成25年4月15日に本取引の一環として本公開買付けの実施を決定したとのことです。なお、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏は、本取引後も特段の事情がない限り継続して当社の経営にあたることを予定しており、当社の経営体制を大幅に変更する予定は有していないとのことです。

公開買付者並びに富澤昌三氏及び富澤昌宏氏による「マネジメント・バイアウトに関するご提案」を受けて、当社の取締役会は、後記「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、リーガル・アドバイザーである野村総合法律事務所から受けた法的助言、並びにフィナンシャル・アドバイザーである株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）から取得した株式価値算定書（以下「本算定書」といいます。）の内容及び同社からの助言を踏まえつつ、本取引に関する提案を検討するために当社の取締役会の諮問機関として平成25年3月1日に設置された第三者委員会から提出された意見書（以下「本意見書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。当社としては、(a)国内眼鏡市場は既に成熟化している一方、他社との競合は今後より厳しくなるものと予想されること、(b)斯かる環境において競争上の優位性を確保し、中長期的な成長を実現するためには、新規出店の大幅な拡大、新規業態の開発や海外展開など、従来の枠組みを超えた抜本的かつ機動的な経営施策の実行が不可欠であること、等の認識に立ち、これを当社の株主の皆様にもリスクが及ぶことを回避しつつ実施していくことが、当社の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、当社として最善の選択肢であると判断いたしました。

また、当社は、公開買付者から提出を受けた平成25年4月4日付「公開買付条件に関するご提案」において公開買付者から提案されていた本公開買付けに係る買付け価格が、過去の類似取引事例におけるプレミアム水準を下回る1株当たり1,350円であったことから、公開買付者との間で数次にわたって価格引き上げの交渉を行いました。その結果、当初の提案価格に50円を上乗せした1株当たり1,400円まで引き上げることに成功したものの、近時の株価上昇の結果、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引終値1,314円に対して6.5%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアム、過去1ヶ月間(平成25年3月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,264円(小数点以下四捨五入)に対して10.8%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムに留まることとなりました。しかし、当社といたしましては本公開買付け価格である1,400円が、後記「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載された通り、KPMG FASによるDCF法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における当社の普通株式の過去3ヶ月間(平成25年1月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,153円(小数点以下四捨五入)に対して21.4%(小数点以下第二位四捨五入)かつ過去6ヶ月間(平成24年10月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,067円(小数点以下四捨五入)に対して31.2%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、上記の通り当社と公開買付者との間で本公開買付けの引き上げに関する交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等を踏まえて合理性があり、これらの経緯及び第三者委員会から提出された本意見書の内容等を踏まえて、当社の取締役会は、公開買付者との交渉を経て決定された本公開買付けにおける普通株式1株に対する買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)、及び本公開買付けに係るその他の諸条件が妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断(判断過程の詳細については、後記「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。)いたしました。そこで、本日開催の取締役会において、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏及び当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏を除く全ての取締役が全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

なお、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏及び公開買付者の代表取締役を兼務している当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、本公開買付けを含む本取引について当社との間で構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、当社の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の

審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、当社の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、本全部取得手続を行うことを予定しておりますので、その場合にも、当社の普通株式は上場廃止となります。なお、当社の普通株式の上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者によれば、本公開買付けにおいて当社の発行済株式の全て（但し、応募対象外株式及び当社の自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が当社の発行済株式の全て（但し、当社の自己株式を除きます。）を取得することを目的として、以下の一連の取引を実施することを予定しているとのことであり、具体的には以下の通り説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けの成立後速やかに、当社に、①当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部（但し、当社の自己株式を除きます。）の取得と引き換えに当社の別個の種類株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催し、上記①乃至③の議案を上程すること、並びに上記②の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を本株主総会の開催日と同日に開催し、上記②の議案を上程することを要請する予定であるとのことです。なお、公開買付者及び非応募残存株主は、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て（但し、当社の自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（但し、当社を除きます。）の皆様には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類株式の売却の結果、当該株主の皆様には交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、当社に裁判所に対する任意売却許可の申立てを行うよう要請する予定とのことです。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が当社の発行済株式の全て（但し、当社の自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏以外の当社の株主の皆様のうちで本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対して交付する当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定とのことです。

上記手続に関連する少数株主の皆様への権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された当社の普通株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得価格の決定の申立てを

行うことができる旨が定められております。この方法による1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記のほか、上記②の当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主の皆様はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。

本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。

また、上記①乃至③の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、又は公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏以外の当社の株主の皆様当社の株式の所有状況によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があるとのことです。但し、その場合でも、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏以外の当社の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が当社の発行済株式の全て（但し、当社の自己株式を除きます。）を所有することを予定しており、この場合において公開買付者以外の株主の皆様へ交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。この場合における具体的な手続については、公開買付者は当社と協議のうえ、決定次第当社が速やかに公表する予定です。

公開買付者は、当社に、平成25年8月を目途に本株主総会及び本種類株主総会の開催を要請する予定とのことですが、本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者は当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。なお、公開買付者は、上記の各手続実行後に当社と株式交換を実施し、公開買付者のみが当社の株主となることを予定しているとのことですが、その具体的な日程等の詳細については未定とのことです。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、本公開買付けがMBOの手法による本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除及び利益相反回避の観点から、主として以下のような本取引の公正性を担保する措置を講じております（なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置等については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。）。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、当社の株式価値評価分析を依頼したとのことです（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しないとのことです。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値評価分析を行い、公開買付者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成25年4月12日に株式価値算定書を取得したとのことです（なお、公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。上記各手法において分析された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析	1,067円から1,314円
類似会社比較分析	917円から1,123円
DCF分析	1,269円から1,524円

まず、市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として、東京証券取引所における当社の普通株式の基準日の普通取引終値（1,314円）、直近1ヶ月の普通取引終

値の単純平均値（1,264円）、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,153円）及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,067円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,067円から1,314円までと分析したとのことです。

次に、類似会社比較分析では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を917円から1,123円までと分析したとのことです。

DCF分析では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、公開買付者と当社との間で生み出されるシナジー等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,269円から1,524円までと分析したとのことです。

なお、公開買付者は本公開買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、当社の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジーを考慮している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行ったとのことです。

公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の株式価値評価の分析結果を参考にし、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の過去6ヶ月間における市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案した結果、1,350円が本公開買付けに係る公正な対価と判断し、平成25年4月4日付「公開買付条件に関するご提案」において、当社に対して、本公開買付価格を1,350円とする提案を行いました。もっとも、1,350円という価格は、直近の株価水準に対するプレミアム率が過去の類似取引事例のプレミアム率と比較して小さいことから、公開買付者と当社との間で数次にわたって価格引き上げに関する交渉が行われました。公開買付者は、当該交渉結果及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から最終的に取得した株式価値算定書記載の分析結果も踏まえ、最終的に平成25年4月12日に、本公開買付価格を当初の提案価格に50円を上乗せした1,400円と決定したとのことです。

本公開買付価格である1,400円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引終値の1,314円に対して6.5%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成25年4月8日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,307円（小数点以下四捨五入）に対して7.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年3月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,264円（小数点以下四捨五入）に対して10.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成25年1月15日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,153円（小数点以下四捨五入）に対して21.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年10月15日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,067円（小数点以下四捨五入）に対して31.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

なお、公開買付者は平成21年12月9日に市場外取引により当社の普通株式427,500株（所有割合0.95%）を当社の代表取締役会長である富澤昌三氏より普通株式1株当たり675円（なお、この価格は平成23年10月1日に効力が発生した当社の普通株式1株当たり1.5株の割合による株式分割実施後における修正株価です。）で取得しておりますが、この際の取得価格は、約定日（平成21年12月4日）当日における東京証券取引所市場第一部の普通取引終値です。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された本公開買付けの買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてKPMG FASに当社の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年4月15日付で本算定書を取得しております。なお、当社は、KPMG FASから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

KPMG FASは、当社の普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の取締役から事業の現状及び将来の見通し等の説明を受け、それらの情報等を踏まえて、当社の株式価値を算定しております。

KPMG FASは、複数の株式価値算定手法の中から当社の普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき

算定方法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社の普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、株式市価法及びDCF法を主要な算定方法として用いて、当社の普通株式の株式価値を算定しております。KPMG FAS が上記各手法を採用した理由及び当該各手法に基づき算定した当社の普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

株式市価法	: 1,067円から1,314円
DCF法	: 1,307円から1,649円

株式市価法は、当社普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値算定における客観的な算定手法であると考え、採用しております。株式市価法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、基準日を平成25年4月12日として、当社の普通株式の基準日の普通取引終値(1,314円)、直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値(1,264円)、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値(1,153円)及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値(1,067円)を基に、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を1,067円から1,314円までと算定しております。

DCF法は、企業の将来キャッシュ・フロー(収益力)に基づく評価手法であるため、当社の超過収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることから、DCF法を採用しました。DCF法では、当社の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を1,307円から1,649円までと算定しております。なお、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えている「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われない新しい形での店舗出店及び新規出店ペースの加速等による収益の変化については、その施策が成就すれば中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えておりますが、リスクもはらんでいることから現時点ではその影響額を具体的に見積もることは困難であるため、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画等においては加味されておられません。また、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれておりません。

なお、KPMG FAS は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

③ 第三者委員会の設置

当社の取締役会は、平成25年3月1日、本公開買付けを含む本取引には構造的な利益相反の問題が生じうるため、本取引についての検討に慎重を期し、本公開買付けに対する意見表明に関する当社の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するとともに、当社の株主の利益を保護することを目的として、当社の取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置する決議を行い、かかる第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の合理性(本取引が当社の企業価値向上に資するかの検討を含む。)、(b)本取引の条件の妥当性(本公開買付価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価の適正性及びに本取引に係る検討過程・交渉経緯を含む。)、(c)本取引の透明性・公正性(当社株主利益への配慮を含む。)及び(d)本取引が少数株主の皆様にとって不利益なものでないかについて諮問しております。当社の取締役会は、第三者委員会の委員として、本取引に関し独立性を有する高野利雄氏(委員長、弁護士)、本取引に関し独立性を有する当社の社外監査役である佐々木司氏(税理士)及び忠内幹昌氏(弁護士)の3名を選定しております。

第三者委員会は、平成25年3月1日より同年4月15日まで合計6回開催され、上記の諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、公開買付者から本取引の目的、本公開買付けの諸条件及び上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、その他本取引の背景等に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、本公開買付けの諸条件につき検討を行いました。次に、第三者委員会は当社取締役に対して本取引により当社の企業価値が向上するか、本取引の手続の適正性が保たれているか等につきヒアリングを行いました。また、第三者委員会は、KPMG FAS が作成した本算定書の基礎となる事業計画について当社の取締役から説明を受け、KPMG FAS から、本算定書に基づき、当社の普通株式の価値評価に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行い、本公開買付価格の妥当性について検討しました。更に、当該株価算定結果等を踏まえた当社と公開買付者との交渉状況、本公開買付けに対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等に対する説明を当社取締役、KPMG FAS 及

び野村総合法律事務所から受け、意思決定に至る手続の公正性を検討しております。

上記の検討の結果、第三者委員会は、(a)眼鏡業界の市場・競争環境の現状を踏まえ、かかる事業環境に対応するため当社が迅速かつ大胆な施策を実施する必要があることや一層の経営管理の効率化が求められている中で本取引の目的が検討され、当社の企業価値の向上の点からも合理的であると認められることから、本取引の目的は合理的なものであり、(b)二段階買収が本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付け価格に株主の皆様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付けの条件も公開買付け期間が比較的長期間に設定され買付株式数の下限もいわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方に基づいていること、本公開買付け価格が KPMG FAS による DCF 法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成 25 年 4 月 12 日を基準日として東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引終値 1,314 円及び過去 1 ヶ月間(平成 25 年 3 月 13 日から平成 25 年 4 月 12 日まで)の普通取引終値の単純平均値 1,264 円をそれぞれ上回っていること、過去 3 ヶ月間(平成 25 年 1 月 13 日から平成 25 年 4 月 12 日まで)の普通取引終値の単純平均値 1,153 円(小数点以下四捨五入)に対して 21.4%(小数点以下第二位四捨五入)かつ過去 6 ヶ月間(平成 24 年 10 月 13 日から平成 25 年 4 月 12 日まで)の普通取引終値の単純平均値 1,067 円(小数点以下四捨五入)に対して 31.2%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、上記の通り当社と公開買付者との間で本公開買付け価格の引き上げに関する交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等から、本取引の条件は妥当であり、(c)本取引に係る意思決定過程に当社との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、独立したアドバイザーが選任され、また、独立した第三者評価機関からの算定書も取得していること等を踏まえれば、本取引の手続は透明・公正なものであり、従って(d)本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断しております。

以上の経緯で、第三者委員会は平成 25 年 4 月 15 日に、当社の取締役会に対し、本取引の目的が合理的であること、本取引の条件は妥当であること、本取引の手続は透明・公正であること及び本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないことを、それぞれ委員全員の一致で決議したことを内容とする本意見書を提出いたしました。

④ 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び当社から独立した野村総合法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けております。

⑤ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役会は、本算定書及び本意見書を参考にし、野村総合法律事務所からの法的助言を踏まえて、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、公開買付者から提案のあった抜本的かつ機動的な施策を、一般株主の皆様にリスクが及ぶことを回避しつつ実施していくことが、当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、当社として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、また本公開買付け価格が、近時の株価推移の結果、本公開買付け公表日の前営業日である平成 25 年 4 月 12 日を基準日として東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引終値 1,314 円に対して 6.5%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアム、過去 1 ヶ月間(平成 25 年 3 月 13 日から平成 25 年 4 月 12 日まで)の普通取引終値の単純平均値 1,264 円(小数点以下四捨五入)に対して 10.8%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムに留まってはいるものの、当社といたしましては本公開買付け価格である 1,400 円が「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載された通り、KPMG FAS による DCF 法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成 25 年 4 月 12 日を基準日として東京証券取引所における当社の普通株式の過去 3 ヶ月間(平成 25 年 1 月 13 日から平成 25 年 4 月 12 日まで)の普通取引終値の単純平均値 1,153 円(小数点

以下四捨五入) に対して 21.4% (小数点以下第二位四捨五入) かつ過去 6 ヶ月間 (平成 24 年 10 月 13 日から平成 25 年 4 月 12 日まで) の普通取引終値の単純平均値 1,067 円 (小数点以下四捨五入) に対して 31.2% (小数点以下第二位四捨五入) のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、上記の通り当社と公開買付者との間で本公開買付価格の引き上げに関する交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等を踏まえて合理性があり、これらの経緯及び第三者委員会から提出された本意見書の内容等を踏まえて、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。そこで、本日開催の当社の取締役会において、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏及び公開買付者の代表取締役を兼務している当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行っております。

なお、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏及び公開買付者の代表取締役を兼務している当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、本公開買付けを含む本取引について当社との間で構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、当社の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

⑥ 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、当社の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を確保することを可能にするとともに、公開買付者以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。また、公開買付者と当社とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、当社が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、それら対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

⑦ 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社の普通株式の全て (但し、応募対象外株式及び当社の自己株式を除きます。) を取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、18,306,561 株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (18,306,561 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。当該応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (18,306,561 株) に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、買付予定数の下限である 18,306,561 株は、当社の第 34 期第 3 四半期報告書 (平成 25 年 2 月 12 日提出) に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (45,492,477 株) から、①平成 24 年 12 月 31 日現在の当社が所有する自己株式数 (305,906 株)、②応募対象株式数 (3,426,383 株)、③応募対象外株式数 (11,572,334 株) 及び④公開買付者が本書提出日現在所有する当社の普通株式数 (427,500 株) を控除した株式数 (29,760,354 株) の過半数 (14,880,178 株、所有割合 32.93%) を基礎として、これに②応募対象株式数 (3,426,383 株) を加えた数となります。このように、公開買付者は、少数株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととして、当社の少数株主の皆様の意思を尊重しております。

3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、本公開買付けに際して、公開買付者は、当社の代表取締役社長であり、かつ公開買付者の代表取締役である富澤昌宏氏からは、同氏が所有する当社の普通株式 6,764,404 株のうち 2,440,775 株 (所有割合 5.40%)、当社の創業者であり、代表取締役会長である富澤昌三氏の妻及び富澤昌宏氏の母である

富澤万里氏からは、同氏が所有する当社の普通株式の全て（744,120株、所有割合1.65%）、富澤昌三氏の長女及び富澤昌宏氏の姉である松野美穂氏からは、同氏が所有する当社の普通株式の全て（81,900株、所有割合0.18%）、富澤昌三氏の次女及び富澤昌宏氏の姉である富澤美奈氏からは、同氏が所有する当社の普通株式の全て（159,588株、所有割合0.35%）について本公開買付けに応募する旨の表明を受けているとのことです。また、富澤昌三氏からは、同氏が所有する当社の普通株式の全て（7,248,705株、所有割合16.04%）、富澤昌宏氏からは、同氏が所有する当社の普通株式のうち富澤昌宏氏応募対象株式を除く4,323,629株（所有割合9.57%）について、本公開買付けに応募しない旨の表明を受けているとのことです。

また、公開買付者は、非応募残存株主より、本公開買付けが成立した場合に本株主総会及び本種類株主総会において本全部取得手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ているとのことです。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

上記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」、「(3) 上場廃止となる見込み及びその事由」及び「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

以 上

添付資料

平成25年4月15日付「株式会社メガネトップの普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成 25 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社富澤
代表者名 代表取締役 富澤 昌宏

株式会社メガネトップの普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社富澤（以下「公開買付者」といいます。）は平成 25 年 4 月 15 日、以下のとおり、株式会社メガネトップ（コード番号：7541、東証第一部上場）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、株式会社メガネトップ（以下「対象者」といいます。）の代表取締役社長である富澤昌宏氏の資産管理会社として平成 21 年 10 月に設立され、対象者の株式を取得及び保有することを主たる事業の内容としている株式会社であり、富澤昌宏氏が発行済株式の全てを所有し、代表取締役を務めております。公開買付者は、平成 21 年 12 月 9 日に対象者の普通株式を市場外取引により取得しており、本公開買付け公表日現在、対象者の普通株式 427,500 株（所有割合（注 1）0.95%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。））を所有しています。

今般、公開買付者は応募対象外株式（以下に定義されます。）及び対象者が所有する自己株式を除く、対象者の普通株式の全てを取得することにより、対象者を非公開化させ、対象者の株主を公開買付者及び非応募残存株主（以下に定義されます。）のみとするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することと致しました。なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（一般に、買収対象会社の経営陣が買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。以下「MBO」といいます。）の手法により行われるものであり、公開買付者は対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に対象者の普通株式を取得するために、法令に基づき本公開買付けを行います。また、対象者の代表取締役社長であり、かつ公開買付者の代表取締役である富澤昌宏氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式 6,764,404 株のうち 2,440,775 株（所有割合 5.40%。以下「富澤昌宏氏応募対象株式」といいます。）、対象者の創業者であり、代表取締役会長である富澤昌三氏の妻及び富澤昌宏氏の母である富澤万里氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（744,120 株、所有割合 1.65%。以下「富澤万里氏応募対象株式」といいます。）、富澤昌三氏の長女及び富澤昌宏氏の姉である松野美穂氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（81,900 株、所有割合 0.18%）、富澤昌三氏の次女及び富澤昌宏氏の姉である富澤美奈氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（159,588 株、所有割合 0.35%）について、本公開買付けに応募する旨の表明を受けております（以下富澤昌宏氏、富澤万里氏、松野美穂氏及び富澤美奈氏より本公開買付けに応募する旨の表明を受けている株式 3,426,383 株（所有割合 7.58%）を「応募対象株式」といいます。）。また、富澤昌三氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（7,248,705 株、所有割合 16.04%）、富澤昌宏氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式のうち富澤昌宏氏応募対象株式を除く 4,323,629 株（所有割合 9.57%）について、本公開買付けに応募しない旨の表明を受けております（以下富澤昌三氏及び富澤昌宏氏より本公開買付けに応募しない旨の表明を受けている株式 11,572,334 株（所有割合 25.61%）を「応募対象外株式」といい、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏をあわせて「非応募残存株主」といいます。）。なお、富澤昌三氏及び富澤万里氏は、本公開買付けの成立を条件として、平成 25 年 6 月上旬を目処に、公開買付者に対しそれぞれ約 34 億円及び約 10 億円の出資を予定しております（なお、富澤万里氏は本公開買付けの応募に伴い受領する売却代金について、公租公課及

びその他諸費用を控除した全額を公開買付者に出資する予定です。)

(注1) 「所有割合」とは、対象者の平成25年2月12日提出の第34期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(45,492,477株)から、同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の自己株式数(305,906株)を除いた数(45,186,571株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じとします。

本公開買付けにおいては、対象者の普通株式の全て(但し、応募対象外株式及び対象者の自己株式を除きます。)を取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、18,306,561株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(18,306,561株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。当該応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(18,306,561株)に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、買付予定数の下限である18,306,561株は、対象者の第34期第3四半期報告書(平成25年2月12日提出)に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(45,492,477株)から、①平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(305,906株)、②応募対象株式数(3,426,383株)、③応募対象外株式数(11,572,334株)、④公開買付者が本書提出日現在所有する対象者の普通株式数(427,500株)を控除した株式数(29,760,354株)の過半数(14,880,178株、所有割合32.93%)を基礎として、これに②応募対象株式数(3,426,383株)を加えた数となります。このように、公開買付者は、対象者、公開買付者、公開買付者の利害関係者以外の株主(以下「少数株主」といいます。)の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととして、対象者の少数株主の皆様の意思を尊重しております。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社静岡銀行から総額48,035,576,732円を上限とした借入れ(以下「本買収ローン」といいます。)を行うことを予定しております。本買収ローンに係る融資条件の詳細については別途協議のうえ、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約では、一定の貸出実行条件、財務制限条項等の、この種の融資契約に通常定められる契約条件が規定される予定です。特に、本買収ローンにおいては、富澤昌宏氏の所有する公開買付者の株式並びに公開買付者が所有する対象者の株式及び本公開買付けにより取得する対象者の普通株式、その他公開買付者の一定の資産等について担保権が設定されることが予定されているほか、公開買付者は、本公開買付けの成立後、対象者の株主を公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏のみとする手続(以下「本全部取得手続」といいます。)により対象者の議決権の全てを公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が取得した後は、対象者を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者の資産を当該融資の担保に提供させる予定です。

公開買付者は、本全部取得手続により対象者の議決権の全てを公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が取得した後、対象者と株式交換を実施することを予定しております(これらの手続を含む本公開買付け後の組織再編等の方針の詳細については後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照下さい。)。なお、株式交換後における公開買付者に対する最終的な持株比率は、現時点における想定によれば富澤昌三氏が約6割、富澤昌宏氏が約3割及び富澤万里氏が約1割となる見込みです。

なお、対象者の普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、上記のとおり公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、その後予定される本全部取得手続によって上場廃止になる見込みです。対象者の普通株式の上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

対象者公表の平成 25 年 4 月 15 日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、公開買付者から提案のあった抜本的かつ機動的な経営施策について、対象者の株主の皆様にはリスクが及ぶことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、対象者として最善の選択肢であると判断したとのことです。また、公開買付者が、対象者に対して提出した平成 25 年 4 月 4 日付「公開買付条件に関するご提案」において公開買付者から提案した本公開買付けにおける普通株式 1 株に対する買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）が、過去の類似取引事例におけるプレミアム水準を下回る 1,350 円であったことから、公開買付者と対象者との間で数次にわたって価格引き上げに関する交渉が行われました。その結果、公開買付者は、最終的に平成 25 年 4 月 12 日に本公開買付価格を当初の提案価格に 50 円を上乗せした 1,400 円と決定いたしました。なお、対象者プレスリリースによれば、近時の株価上昇の結果、本公開買付価格が、本公開買付け公表日の前営業日である平成 25 年 4 月 12 日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値 1,314 円に対して 6.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアム、過去 1 ヶ月間（平成 25 年 3 月 13 日から平成 25 年 4 月 12 日まで）の普通取引終値の単純平均値 1,264 円（小数点以下四捨五入）に対して 10.8%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた額に留まることになったことについて、対象者の取締役会は、本公開買付価格である 1,400 円が後記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載された通り、株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）による DCF 法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成 25 年 4 月 12 日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の過去 3 ヶ月間（平成 25 年 1 月 13 日から平成 25 年 4 月 12 日まで）の普通取引終値の単純平均値 1,153 円（小数点以下四捨五入）に対して 21.4%（小数点以下第二位四捨五入）かつ過去 6 ヶ月間（平成 24 年 10 月 13 日から平成 25 年 4 月 12 日まで）の普通取引終値の単純平均値 1,067 円（小数点以下四捨五入）に対して 31.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、上記の通り対象者と公開買付者との間で本公開買付価格の引き上げに関する交渉を数次にわたって行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等のこれらの経緯及び第三者委員会から提出された意見書の内容等を踏まえて、公開買付者との交渉を経て決定された本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件が妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです（判断過程の詳細については、後記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。）。そこで平成 25 年 4 月 15 日開催の取締役会において、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏を除く全ての取締役が全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。なお、上記取締役会には対象者の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏が 1980 年 5 月に創業いたしました。創業当時から社名（「株式会社メガネトップ」）にも象徴される「業界トップになる」ことを目標とし、「新たな付加価値を追求し、地域社会に貢献する革新的な企業でありたい」という経営理念の下、ナンバーワンを目指し、これまで数々の業界の常識を覆しながら成長してまいりました。

また、対象者は「より良いものを・より安く・より早く・よりわかりやすく」をテーマに、①人材教育、②商品開発、③広告戦略、④店舗開発に重点的に取り組み、顧客の利便性・満足度の向上に努め、企業力強化を図ってまいりました。現在は、超薄型でも遠近両用でも追加料金 0 円のメガネショップ「眼鏡

市場)、「着替えるメガネ」をコンセプトにした「アルク」と、お客様に合わせた品揃え・店舗設計・サービスを全国に展開しております。また、商品面につきましては、機能性の高いPBフレームの開発に注力し、超軽量・超弾性ポリアミド樹脂フレーム「フリーフィット」を投入するとともに、パソコン用レンズ・熱に強いレンズ・曇りにくいレンズなど特殊加工の高機能レンズの提供を行うなど、お客様の幅広いニーズに対応してまいりました。

この結果、対象者はお客様、取引先、従業員、株主・投資家を始めとする各ステークホルダーの皆様の深いご理解とご支援により、平成24年3月期には、売上高634億円、営業利益88億円と過去最高益を達成し、眼鏡業界において、売上高で業界トップ企業(市場シェア17%程度)となることが出来ました。なお、平成25年2月8日付公表の対象者の平成25年3月期第3四半期決算短信によれば、対象者の平成25年3月期の業績はこれを上回ることが予想されております。

しかしながら、近年、対象者が属する眼鏡業界におきましては、企業間の価格競争による単価低下により、市場規模が縮小傾向にある一方で、消費者マインドの変化に伴い、デザイン性や機能性の高い商品を志向する動きが一段と強まってきており、それに対応した商品開発、店舗展開及び価格戦略の見直しが求められております。加えて、このような環境の変化を捉え、低価格帯の商品を中心に急速にシェアを増加させている競合他社の台頭が見られる状況にあり、更なる競争環境の激化が想定されるなど、将来的に対象者を取り巻く経営環境は厳しくなっていくことが見込まれております。特に、消費者マインドの変化に如何に迅速に対応することが出来るかといった観点では、既存の「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われるのではなく、消費者マインドの変化を捉えるために、これまでにない店舗形態や店舗運営のあり方について、試行錯誤を重ねながら模索していくことが重要であると考えております。また、空白エリアを中心とした新規出店について、競合他社もそのペースを加速化させていくことが予想されていることから、対象者が目標としている「市場シェア30%の獲得」及び「1,000から1,100店舗体制の実現」をするためには、他社に先駆けて魅力的な新規出店エリアを確保するとともに、同エリアにおけるお客様からの信頼を早期に確立していくことが必要であると考えております。

こうした経営環境のもと、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、現在の対象者の競争優位性を引き続き維持し、安定的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させていくためには、業界トップとなったこのタイミングにおいて、中長期的視点に立った抜本的な構造改革を実施することが必要不可欠であると考えております。具体的には、これまで蓄積したノウハウを活用しながらも、「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われない新しい形での店舗出店を行っていくとともに、平成25年3月末時点で存在する合計666店の直営店舗数を、これまで「目指したい姿」として示してきた1,000から1,100店舗体制とすることを現実的な目標として設定し、これを平成30年3月期までに達成すべく新規出店のペースをこれまで以上に加速させていくことで、眼鏡業界において競合他社に追隨する余地を与えない程の圧倒的な地位とブランドを早期に確立させることが必要であると考えております。また、新しい形での店舗出店や新規出店ペースを加速化させる半面、会社経営の効率性向上のため、既存店舗における不採算店の閉鎖についても積極的に検討することで、企業としての新陳代謝を活性化させていく予定です。なお、対象者は新規出店にあたり事前調査(採算性の検証を含みます。)及び人材確保を行なっておりますが、上記目標の早期実現化には、これまでと同程度の事前調査や人材確保の方法では対応出来ないと考えられることから、本社機能を含めた社内管理体制の見直しを行うなど、意思決定の迅速化やそれを支える機動的かつ効果的な組織体制の再構築を含めた構造改革が必要不可欠であると考えてに至りました。

もっとも、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、対象者が上場を維持したまま、かかる試行的施策及び構造改革を積極的かつ急速に展開した場合には、短期的であるにせよ、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化などを伴うリスクがあり、対象者の少数株主の皆様に対してマイナスの影響を与えてしまう可能性も否定できないと考えています。特に、新しい形の店舗については、お客様からの評価を含め新しい試みであることもあり、当初の利益見込みを大きく下回る可能性もあります。加えて、新規出店についても、競合他社の出店エリアとの重複もある中で、今まで以上に店舗ペースを早めることになるため、場合によっては不採算店となる店舗数が増加する懸念があると考えております。

また、対象者は、平成9年に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成12年に東京証券取引所市場第二部に上場、平成14年には東京証券取引所市場第一部へ指定され、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、消費者や取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、対象者には、現在の財務状況等から、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれず、他方で、近年資本市場に対する規制強化により、株式の上場を維持するために必要なコスト（金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等）は増加しており、株式の上場を維持することの意義について再検討を迫られる状況にありました。

このような中、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、対象者が今後も上場を維持することによるメリット、デメリットを勘案しつつ、対象者の株主の皆様にはマイナスのリスクが及ぶことを回避し、短期的な業績に左右されることがなく対象者が中長期的に成長し、持続的な企業価値向上を実現するためには、MBOの手法により、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを取得して非上場化し、短期的な業績変動に左右されずに機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって対象者の事業構造の改革及び取り組みの強化を積極的に行うことが最善の手段であると考えに至りました。

公開買付者並びに富澤昌三氏及び富澤昌宏氏は、平成25年1月頃より本取引の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成25年2月にMBOの実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、ファイナンシャル・アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を選定した上で、対象者に対して同年2月19日に「マネジメント・バイアウトに関するご提案」を提出いたしました。その後、公開買付者は、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏とともに、対象者との間で本取引の実施の是非及び条件等について協議・交渉を重ね、平成25年4月15日に本取引の一環として本公開買付けの実施を決定いたしました。なお、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏は、本取引後も特段の事情がない限り継続して対象者の経営にあたることを予定しており、対象者の経営体制を大幅に変更する予定は有しておりません。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOの手法による本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しません。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、公開買付者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成25年4月12日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	1,067円から1,314円
類似会社比較分析	917円から1,123円
DCF分析	1,269円から1,524円

まず、市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成 25 年 4 月 12 日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日の普通取引終値（1,314 円）、直近 1 ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,264 円）、直近 3 ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,153 円）及び直近 6 ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,067 円）を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,067 円から 1,314 円までと分析しております。

次に、類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 917 円から 1,123 円までと分析しております。

DCF 分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、公開買付者と対象者との間で生み出されるシナジー等の諸要素を考慮した平成 26 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,269 円から 1,524 円までと分析しております。

なお、公開買付者は本公開買付価格の検討にあたっては、DCF 分析による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジーを考慮している点等を勘案し、DCF 分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行いました。

公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の株式価値評価の分析結果を参考にし、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の過去 6 ヶ月間における市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案した結果、1,350 円が本公開買付に係る公正な対価と判断し、平成 25 年 4 月 4 日付「公開買付条件に関するご提案」において、対象者に対して、本公開買付価格を 1,350 円とする提案を行いました。もっとも、1,350 円という価格は、直近の株価水準に対するプレミアム率が過去の類似取引事例のプレミアム率と比較して小さいことから、公開買付者と対象者との間で数次にわたって価格引き上げに関する交渉が行われました。公開買付者は、当該交渉結果及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から最終的に取得した株式価値算定書記載の分析結果も踏まえ、最終的に平成 25 年 4 月 12 日に、本公開買付価格を当初の提案価格に 50 円を上乗せした 1,400 円と決定いたしました。

本公開買付価格である 1,400 円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成 25 年 4 月 12 日の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値の 1,314 円に対して 6.5%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 1 週間（平成 25 年 4 月 8 日から平成 25 年 4 月 12 日まで）の普通取引終値の単純平均値 1,307 円（小数点以下四捨五入）に対して 7.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 1 ヶ月間（平成 25 年 3 月 13 日から平成 25 年 4 月 12 日まで）の普通取引終値の単純平均値 1,264 円（小数点以下四捨五入）に対して 10.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 3 ヶ月間（平成 25 年 1 月 15 日から平成 25 年 4 月 12 日まで）の普通取引終値の単純平均値 1,153 円（小数点以下四捨五入）に対して 21.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 6 ヶ月間（平成 24 年 10 月 15 日から平成 25 年 4 月 12 日まで）の普通取引終値の単純平均値 1,067 円（小数点以下四捨五入）に対して 31.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。なお、公開買付者は平成 21 年 12 月 9 日に市場外取引により対象者の普通株式 427,500 株（所有割合 0.95%）を対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏より普通株式 1 株当たり 675 円（なお、この価格は平成 23 年 10 月 1 日に効力が発生した対象者の普通株式 1 株当たり 1.5 株の割合による株式分割実施後における修正株価です。）で取得しておりますが、この際の取得価格は、約定日（平成 21 年 12 月 4 日）当日における東京証券取引所市場第一部の普通取引終値です。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付けの買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として KPMG FAS に対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成 25 年 4 月 15 日付で本算定書を取得しているとのことです。なお、対象者は、KPMG FAS から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

KPMG FASは、対象者の普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役から事業の現状及び将来の見通し等の説明を受け、それらの情報等を踏まえて、対象者の株式価値を算定しているとのことです。

KPMG FASは、複数の株式価値算定手法の中から対象者の普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者の普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、株式市価法及びDCF法を主要な算定方法として用いて、対象者の普通株式の株式価値を算定しているとのことです。KPMG FASが上記各手法を採用した理由及び当該各手法に基づき算定した対象者の普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。

株式市価法	: 1,067円から1,314円
DCF法	: 1,307円から1,649円

株式市価法は、対象者の普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値算定における客観的な算定手法であると考え、採用しているとのことです。株式市価法では、最近における対象者の普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、基準日を平成25年4月12日として、対象者の普通株式の基準日の普通取引終値(1,314円)、直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値(1,264円)、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値(1,153円)及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値(1,067円)を基に、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を1,067円から1,314円までと算定しているとのことです。

DCF法は、企業の将来キャッシュ・フロー(収益力)に基づく評価手法であるため、対象者の超過収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることから、DCF法を採用しているとのことです。DCF法では、対象者の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式の1株当たりの価値の範囲を1,307円から1,649円までと算定しているとのことです。なお、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えている「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われない新しい形での店舗出店及び新規出店ペースの加速等による収益の変化については、その施策が成就すれば中長期的には企業価値向上に繋がるものと考えておりますが、リスクもはらんでいることから現時点ではその影響額を具体的に見積もることは困難であるため、DCF法の算定の基礎となる事業計画等においては加味されていないとのことです。また、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

なお、KPMG FASは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

③ 第三者委員会の設置

対象者によれば、対象者の取締役会は、平成25年3月1日、本公開買付けを含む本取引には構造的な利益相反の問題が生じうるため、本取引についての検討に慎重を期し、本公開買付けに対する意見表明に関する対象者の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するとともに、対象者の株主の利益を保護することを目的として、対象者の取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置する旨の決議を行い、かかる第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値向上に資するか否かの検討を含みます。)、(b)本取引の条件の妥当性(本公開買付価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買取における対価の適正性ならびに本取引に係る検討過程・交渉経緯を含みます。)、(c)本取引の手続の透明性・公正性(対象者の株主の利益への配慮を含みます。)及び(d)本取引が少数株主の皆様にとって不利益なものでないか、について諮問したとのことです。

対象者の取締役会は、第三者委員会の委員として、本取引に関し独立性を有する高野利雄氏(委員長、弁護士)、本取引に関し独立性を有する対象者の社外監査役である佐々木司氏(税理士)及び忠内幹昌氏(弁護士)の3名を選定しているとのことです。

第三者委員会は、平成25年3月1日より同年4月15日まで合計6回開催され、本件諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、公開買付者から本取引の目的、本公開買付けの諸条件及び後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、その他本取引の背景等に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、本公開買付けの諸条件につき検討を行いました。次に、第三者委員会は対象者取締役に対して本取引により対象者の企業価値が向上するか、本取引の手続の公正性が保たれているか等につきヒアリングを行いました。また、第三者委員会は、KPMG FASが作成した本算定書の基礎となる事業計画について対象者の取締役から説明を受け、KPMG FASから、本算定書に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行い、本公開買付け価格の妥当性について検討したとのことです。更に、当該株価算定結果等を踏まえた対象者と公開買付者との交渉状況、本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等に対する説明を対象者の取締役、KPMG FAS及び野村総合法律事務所（詳細については、後記「④独立した法律事務所からの助言」をご参照ください。）から受け、意思決定に至る手続の公正性を検討したとのことです。

上記の検討の結果、第三者委員会は、(a)眼鏡業界の市場・競争環境の現状を踏まえ、かかる事業環境に対応するため対象者が迅速かつ大胆な施策を実施する必要があることや一層の経営管理の効率化が求められている中で本取引の目的が検討され、対象者の企業価値の向上の点からも合理的であると認められることから、本取引の目的は合理的なものであり、(b)二段階買収が本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付け価格に株主の皆様が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付けの条件も公開買付け期間が比較的長期間に設定され買付株式数の下限もいわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方に基づいていること、本公開買付け価格がKPMG FASによるDCF法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値1,314円及び過去1ヶ月間（平成25年3月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,264円をそれぞれ上回っていること、過去3ヶ月間（平成25年1月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,153円（小数点以下四捨五入）に対して21.4%（小数点以下第二位四捨五入）かつ過去6ヶ月間（平成24年10月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,067円（小数点以下四捨五入）に対して31.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、上記の通り対象者と公開買付者との間で本公開買付け価格の引き上げに関する交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等から、本取引の条件は妥当であり、(c)本取引に係る意思決定過程に対象者との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、独立したアドバイザーが選任され、また、独立した第三者評価機関からの算定書を取得していること等を踏まえれば、本取引の手続は透明・公正なものであり、従って(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断したとのことです。

以上の経緯で、第三者委員会は、平成25年4月15日に、対象者の取締役会に対し、本取引の目的が合理的であること、本取引の条件は妥当であること、本取引の手続は透明・公正であること及び本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを、それぞれ委員全員の一致で決議したことを内容とする意見書（以下「本意見書」といいます。）を提出したとのことです。

④ 独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した野村総合法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

⑤ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者の取締役会は、本算定書及び本意見書を参考にし、野村総合法律事務所からの法的助言を踏まえて、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、公開買付者から提案のあった抜本的かつ機動的な施策を、一般株主の皆様にはリスクが及ぶことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、また本公開買付価格が、近時の株価推移の結果、本公開買付け公表日の前営業日である平成 25 年 4 月 12 日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値 1,314 円に対して 6.5% (小数点以下第二位四捨五入) のプレミアム、過去 1 ヶ月間 (平成 25 年 3 月 13 日から平成 25 年 4 月 12 日まで) の普通取引終値の単純平均値 1,264 円 (小数点以下四捨五入) に対して 10.8% (小数点以下第二位四捨五入) のプレミアムに留まってはいるものの、本公開買付価格である 1,400 円が、前記の通り、KPMG FAS による DCF 法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成 25 年 4 月 12 日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の過去 3 ヶ月間 (平成 25 年 1 月 13 日から平成 25 年 4 月 12 日まで) の普通取引終値の単純平均値 1,153 円 (小数点以下四捨五入) に対して 21.4% (小数点以下第二位四捨五入) かつ過去 6 ヶ月間 (平成 24 年 10 月 13 日から平成 25 年 4 月 12 日まで) の普通取引終値の単純平均値 1,067 円 (小数点以下四捨五入) に対して 31.2% (小数点以下第二位四捨五入) のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、前記の通り対象者と公開買付者との間で本公開買付価格の引き上げに関する交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等を踏まえて合理性があり、これらの経緯及び第三者委員会から提出された本意見書の内容等を踏まえて、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そこで平成 25 年 4 月 15 日開催の対象者の取締役会において、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び公開買付者の代表取締役を兼務している対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び公開買付者の代表取締役を兼務している対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、本公開買付けを含む本取引について対象者との間で構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、対象者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していません。また、当該取締役会には、対象者の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

⑥ 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、対象者の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を確保することを可能にするとともに、公開買付者以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、対象者が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、それら対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っていません。

⑦ 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者の普通株式の全て (但し、応募対象外株式及び対象者の

自己株式を除きます。)を取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、18,306,561株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(18,306,561株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。当該応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(18,306,561株)に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、買付予定数の下限である18,306,561株は、対象者の第34期第3四半期報告書(平成25年2月12日提出)に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(45,492,477株)から、①平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(305,906株)、②応募対象株式数(3,426,383株)、③応募対象外株式数(11,572,334株)及び④公開買付者が本書提出日現在所有する対象者の普通株式数(427,500株)を控除した株式数(29,760,354株)の過半数(14,880,178株、所有割合32.93%)を基礎として、これに②応募対象株式数(3,426,383株)を加えた数となります。このように、公開買付者は、少数株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととして、対象者の少数株主の皆様の意思を尊重しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

本公開買付けにおいて対象者の発行済株式の全て(但し、応募対象外株式及び対象者の自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が対象者の発行済株式の全て(但し、対象者の自己株式を除きます。)を取得することを目的として、以下の一連の取引を実施することを予定しています。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立後速やかに、対象者に、①対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部(但し、対象者の自己株式を除きます。)の取得と引き換えに対象者の別個の種類の株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)を開催いただき、上記①乃至③の議案を上程いただくこと、並びに上記②の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)を本株主総会の開催日と同日に開催いただき、上記②の議案を上程いただくことを要請する予定です。なお、公開買付者及び非応募残存株主は、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て(但し、対象者の自己株式を除きます。)が対象者に取得されることとなり、対象者の株主(但し、対象者を除きます。)の皆様には当該取得の対価として対象者の別個の種類の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の別個の種類の株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該対象者の別個の種類の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の別個の種類の株式の売却の結果、当該株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該株主の皆様が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、対象者に裁判所に対する任意売却許可の申立てを行っていただく予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が対象者の発行済株式の全て(但し、対象者の自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏以外の対象者の株主の皆様のうち本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対して交付する対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定していただく予定です。

上記手続に関連する少数株主の皆様権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された対象者の普通株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、

会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。この方法による 1 株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記のほか、上記②の対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従い、株主の皆様はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第 117 条第 2 項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。

本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

また、上記①乃至③の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、又は公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏以外の対象者の株主の皆様を対象者の株式の所有状況によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏以外の対象者の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者の自己株式を除きます。）を所有することを予定しており、この場合において公開買付者以外の株主の皆様へ交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該株主の皆様が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第対象者が速やかに公表する予定です。

公開買付者は、対象者に、平成 25 年 8 月を目途に本株主総会及び本種類株主総会の開催を要請する予定ですが、本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、公開買付者は、上記の各手続実行後に対象者と株式交換を実施し、公開買付者のみが対象者の株主となることを予定しておりますが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、本全部取得手続を行うことを予定しておりますので、その場合にも、対象者の普通株式は上場廃止となります。なお、対象者の普通株式の上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者の代表取締役社長であり、かつ公開買付者の代表取締役である富澤昌宏氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式 6,764,404 株のうち 2,440,775 株（所有割合 5.40%）、対象者の創業者であり、代表取締役会長である富澤昌三氏の妻及び富澤昌宏氏の母である富澤万里氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（744,120 株、所有割合 1.65%）、富澤昌三氏の長女及び富澤昌宏氏の姉である松野美穂氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（81,900 株、所有割合 0.18%）、富澤昌三氏の次女及び富澤昌宏氏の姉である富澤美奈氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（159,588 株、所有割合 0.35%）について、本公開買付けに応募する旨の表明を受けております。また、富澤昌三氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（7,248,705 株、所有割合 16.04%）、富澤昌宏氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式のうち富澤昌宏氏応募対象株式を除く 4,323,629 株（所有割合 9.57%）について、本公開買付けに応募しない旨の表明を受けております。

また、公開買付者は、非応募残存株主より、本公開買付けが成立した場合に本株主総会及び本種類株主総

会において本全部取得手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社メガネトップ	
② 所 在 地	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 富澤昌宏	
④ 事 業 内 容	メガネ、コンタクトレンズの販売、その他関連商品の販売	
⑤ 資 本 金	2,336,771千円(平成24年9月30日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和55年5月20日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成24年9月30日 現在)	富澤 昌三	15.93%
	富澤 昌宏	14.87%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	7.04%
	資産管理サービス信託銀行株式会社	3.31%
	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニ バス アカウント	3.21%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3.14%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.67%
	メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアン ト メロン オムニバス ユーエス ペンション	2.03%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1.84%
	メガネトップ取引先持株会	1.79%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資 本 関 係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。 なお、公開買付者の議決権の100.00%を保有している対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、対象者の普通株式6,764,404株を保有しています。	
人 的 関 係	対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は公開買付者の代表取締役を兼任しており、公開買付者の議決権の100.00%を保有しています。	
取 引 関 係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏が公開買付者の議決権の100.00%を保有しているため、公開買付者は対象者の関連当事者に該当します。	

(注) 持株比率は、対象者の発行済株式総数に対する所有株式の割合(小数点第三位以下切捨て)を記載しております。

(2) 買付け等の日程等

① 日程

取締役による決定	平成25年4月15日(月曜日)
公開買付開始公告日	平成25年4月16日(火曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成25年4月16日(火曜日)

② 届出当初の買付け等の期間
平成 25 年 4 月 16 日（火曜日）から平成 25 年 5 月 30 日（木曜日）まで（30 営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無
該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,400 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しません。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、公開買付者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成 25 年 4 月 12 日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません）。上記各手法において分析された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	1,067 円から 1,314 円
類似会社比較分析	917 円から 1,123 円
DCF分析	1,269 円から 1,524 円

まず、市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成 25 年 4 月 12 日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日の普通取引終値（1,314 円）、直近 1 ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,264 円）、直近 3 ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,153 円）及び直近 6 ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,067 円）を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,067 円から 1,314 円までと分析しております。

次に、類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 917 円から 1,123 円までと分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、公開買付者と対象者との間で生み出されるシナジー等の諸要素を考慮した平成 26 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,269 円から 1,524 円までと分析しております。

なお、公開買付者は本公開買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジーを考慮している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行いました。

公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の株式価値評価の分析結果を参考にし、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の過去 6 ヶ月間における市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案した結果、1,350 円が本公開買付けに係る公正な対価と判断し、平成 25 年 4 月 4 日付「公開買付条件に関するご提案」において、対象者に対して、本公開買付価格を 1,350 円とする提案を行いました。

もつとも、1,350円という価格は、直近の株価水準に対するプレミアム率が過去の類似取引事例のプレミアム率と比較して小さいことから、公開買付者と対象者との間で数次にわたって価格引き上げに関する交渉が行われました。公開買付者は、当該交渉結果及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から最終的に取得した株式価値算定書記載の分析結果も踏まえ、最終的に平成25年4月12日に、本公開買付価格を当初の提案価格に50円を上乗せした1,400円と決定いたしました。

本公開買付価格である1,400円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値の1,314円に対して6.5%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成25年4月8日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,307円（小数点以下四捨五入）に対して7.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年3月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,264円（小数点以下四捨五入）に対して10.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成25年1月15日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,153円（小数点以下四捨五入）に対して21.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年10月15日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,067円（小数点以下四捨五入）に対して31.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

対象者は、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏が1980年5月に創業いたしました。創業当時から社名（「株式会社メガネトップ」）にも象徴される「業界トップになる」ことを目標とし、「新たな付加価値を追求し、地域社会に貢献する革新的な企業でありたい」という経営理念の下、ナンバーワンを目指し、これまで数々の業界の常識を覆しながら成長してまいりました。

また、対象者は「より良いものを・より安く・より早く・よりわかりやすく」をテーマに、①人材教育、②商品開発、③広告戦略、④店舗開発に重点的に取り組み、顧客の利便性・満足度の向上に努め、企業力強化を図ってまいりました。現在は、超薄型でも遠近両用でも追加料金0円のメガネショップ「眼鏡市場」、「着替えるメガネ」をコンセプトにした「アルク」と、お客様に合わせた品揃え・店舗設計・サービスを全国に展開しております。また、商品面につきましては、機能性の高いPBフレームの開発に注力し、超軽量・超弾性ポリアミド樹脂フレーム「フリーフィット」を投入するとともに、パソコン用レンズ・熱に強いレンズ・曇りにくいレンズなど特殊加工の高機能レンズの提供を行うなど、お客様の幅広いニーズに対応してまいりました。

この結果、対象者はお客様、取引先、従業員、株主・投資家を始めとする各ステークホルダーの皆様の深いご理解とご支援により、平成24年3月期には、売上高634億円、営業利益88億円と過去最高益を達成し、眼鏡業界において、売上高で業界トップ企業（市場シェア17%程度）となることが出来ました。なお、平成25年2月8日付公表の対象者の平成25年3月期第3四半期決算短信によれば、対象者の平成25年3月期の業績はこれを上回ることが予想されております。

しかしながら、近年、対象者が属する眼鏡業界におきましては、企業間の価格競争による単価低下により、市場規模が縮小傾向にある一方で、消費者マインドの変化に伴い、デザイン性や機能性の高い商品を志向する動きが一段と強まってきており、それに対応した商品開発、店舗展開及び価格戦略の見直しが求められております。加えて、このような環境の変化を捉え、低価格帯の商品を中心に急速にシェアを増加させている競合他社の台頭が見られる状況にあり、更なる競争環境の激化が想定されるなど、将来的に対象者を取り巻く経営環境は厳しくなっていくことが見込まれております。特に、消費者マインドの変化に如何に迅速に対応することが出来るかといった観点では、既存の「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われるのではなく、消費者マインドの変化を捉えるために、これまでない店舗形態や店舗運営のあり方について、試行錯誤を重ねながら模索していくことが重要であると考えております。また、空白エリアを中心とした新規出店について、競合他社もそのペースを加速化させていくことが予想されていることから、対象者が目標としている「市場シェア30%の獲得」及び「1,000から1,100店舗体制の実現」をするためには、他社に先駆けて魅力的な新規出店エリアを確保するとともに、同エリ

アにおけるお客様からの信頼を早期に確立していくことが必要であると考えております。

こうした経営環境のもと、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、現在の対象者の競争優位性を引き続き維持し、安定的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させていくためには、業界トップとなったこのタイミングにおいて、中長期的視点に立った抜本的な構造改革を実施することが必要不可欠であると考えております。具体的には、これまで蓄積したノウハウを活用しながら、「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われない新しい形での店舗出店を行っていくとともに、平成 25 年 3 月末時点で存在する合計 666 店の直営店舗数を、これまで「目指したい姿」として示してきた 1,000 から 1,100 店舗体制とすることを現実的な目標として設定し、これを平成 30 年 3 月期までに達成すべく新規出店のペースをこれまで以上に加速させていくことで、眼鏡業界において競合他社に追従する余地を与えない程の圧倒的な地位とブランドを早期に確立させることが必要であると考えております。また、新しい形での店舗出店や新規出店ペースを加速化させる半面、会社経営の効率性向上のため、既存店舗における不採算店の閉鎖についても積極的に検討することで、企業としての新陳代謝を活性化させていく予定です。なお、対象者は新規出店にあたり事前調査（採算性の検証を含みます。）及び人材確保を行っておりますが、上記目標の早期実現化には、これまでと同程度の事前調査や人材確保の方法では対応出来ないと考えられることから、本社機能を含めた社内管理体制の見直しを行うなど、意思決定の迅速化やそれを支える機動的かつ効果的な組織体制の再構築を含めた構造改革が必要不可欠であると考えてに至りました。

もっとも、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、対象者が上場を維持したまま、かかる試行的施策及び構造改革を積極的かつ急速に展開した場合には、短期的であるにせよ、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化などを伴うリスクがあり、対象者の少数株主の皆様に対してマイナスの影響を与えてしまう可能性も否定できないと考えています。特に、新しい形の店舗については、お客様からの評価を含め新しい試みであることもあり、当初の利益見込みを大きく下回る可能性もあります。加えて、新規出店についても、競合他社の出店エリアとの重複もある中で、今まで以上に上場ペースを早めることになるため、場合によっては不採算店となる店舗数が増加する懸念があると考えております。

また、対象者は、平成 9 年に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成 12 年に東京証券取引所市場第二部に上場、平成 14 年には東京証券取引所市場第一部へ指定され、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、消費者や取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、対象者には、現在の財務状況等から、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれず、他方で、近年資本市場に対する規制強化により、株式の上場を維持するために必要なコスト（金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等）は増加しており、株式の上場を維持することの意義について再検討を迫られる状況にありました。

このような中、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、対象者が今後も上場を維持することによるメリット、デメリットを勘案しつつ、対象者の株主の皆様にはマイナスのリスクが及ぶことを回避し、短期的な業績に左右されることなく対象者が中長期的に成長し、持続的な企業価値向上を実現するためには、MBOの手法により、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを取得して非上場化し、短期的な業績変動に左右されずに機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって対象者の事業構造の改革及び取り組みの強化を積極的に行うことが最善の手段であると考えてに至りました。

公開買付者並びに富澤昌三氏及び富澤昌宏氏は、平成 25 年 1 月頃より本取引の実現可能性について予備的な検討を開始し、平成 25 年 2 月に MBO の実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、ファイナンシャル・アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選定した上で、対象者に対して同年 2 月 19 日に「マネジメント・パイアウトに関するご提案」を提出いたしました。その後、公開買付者は、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏とともに、対象者との間で本取引の実施の是非及び条件等について協議・交渉を重ね、平成 25 年 4 月 15 日に本取引の一環として本公開買付けの実施を決定いたしました。なお、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏は、本取引後も特段の事情が

ない限り継続して対象者の経営にあたることを予定しており、対象者の経営体制を大幅に変更する予定は有しておりません。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOの手法による本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

(a) 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しません。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、公開買付者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成25年4月12日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	1,067円から1,314円
類似会社比較分析	917円から1,123円
DCF分析	1,269円から1,524円

まず、市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日の普通取引終値（1,314円）、直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,264円）、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,153円）及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,067円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,067円から1,314円までと分析しております。

次に、類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を917円から1,123円までと分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、公開買付者と対象者との間で生み出されるシナジー等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,269円から1,524円までと分析しております。

なお、公開買付者は本公開買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジーを考慮している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行いました。

公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の株式価値評価の分析結果を参考にし、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の過去6ヶ月間における市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案した結果、1,350円が本公開買付に係る公正な対価と判断し、平成25年4月4日付「公開買付条件に関するご提案」において、対象者に対して、本公開買付価格を1,350円とする提案を行いました。もっとも、1,350円という価格は、直近の株価水準に対するプレミアム率が過去の類似取引事例のプレミアム率と比較して小さいことから、公開買付者と対象者との間で数次にわたって価格引き上げに関する交渉が行われました。公開買付者は、当該交渉結果及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から最

最終的に取得した株式価値算定書記載の分析結果も踏まえ、最終的に平成 25 年 4 月 12 日に、本公開買付価格を当初の提案価格に 50 円を上乗せした 1,400 円と決定いたしました。

本公開買付価格である 1,400 円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成 25 年 4 月 12 日の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値の 1,314 円に対して 6.5% (小数点以下第二位四捨五入)、過去 1 週間 (平成 25 年 4 月 8 日から平成 25 年 4 月 12 日まで) の普通取引終値の単純平均値 1,307 円 (小数点以下四捨五入) に対して 7.1% (小数点以下第二位四捨五入)、過去 1 ヶ月間 (平成 25 年 3 月 13 日から平成 25 年 4 月 12 日まで) の普通取引終値の単純平均値 1,264 円 (小数点以下四捨五入) に対して 10.8% (小数点以下第二位四捨五入)、過去 3 ヶ月間 (平成 25 年 1 月 15 日から平成 25 年 4 月 12 日まで) の普通取引終値の単純平均値 1,153 円 (小数点以下四捨五入) に対して 21.4% (小数点以下第二位四捨五入)、過去 6 ヶ月間 (平成 24 年 10 月 15 日から平成 25 年 4 月 12 日まで) の普通取引終値の単純平均値 1,067 円 (小数点以下四捨五入) に対して 31.2% (小数点以下第二位四捨五入) のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

なお、公開買付者は平成 21 年 12 月 9 日に市場外取引により対象者の普通株式 427,500 株 (所有割合 0.95%) を対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏より普通株式 1 株当たり 675 円 (なお、この価格は平成 23 年 10 月 1 日に効力が発生した対象者の普通株式 1 株当たり 1.5 株の割合による株式分割実施後における修正株価です。) で取得しておりますが、この際の取得価格は、約定日 (平成 21 年 12 月 4 日) 当日における東京証券取引所市場第一部の普通取引終値です。

(b) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付けの買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として KPMG FAS に対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成 25 年 4 月 15 日付で本算定書を取得しているとのことです。なお、対象者は、KPMG FAS から本公開買付価格の公正性に関する評価 (フェアネス・オピニオン) を取得していないとのことです。

KPMG FAS は、対象者の普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役から事業の現状及び将来の見通し等の説明を受け、それらの情報等を踏まえて、対象者の株式価値を算定しているとのことです。

KPMG FAS は、複数の株式価値算定手法の中から対象者の普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者の普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、株式市価法及び DCF 法を主要な算定方法として用いて、対象者の普通株式の株式価値を算定しているとのことです。KPMG FAS が上記各手法を採用した理由及び当該各手法に基づき算定した対象者の普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。

株式市価法	: 1,067 円から 1,314 円
DCF 法	: 1,307 円から 1,649 円

株式市価法は、対象者の普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値算定における客観的な算定手法であると考え、採用しているとのことです。株式市価法では、最近における対象者の普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、基準日を平成 25 年 4 月 12 日として、対象者の普通株式の基準日の普通取引終値 (1,314 円)、直近 1 ヶ月の普通取引終値の単純平均値 (1,264 円)、直近 3 ヶ月の普通取引終値の単純平均値 (1,153 円) 及び直近 6 ヶ月の普通取引終値の単純平均値 (1,067 円) を基に、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,067 円から 1,314 円までと算定しているとのことです。

DCF 法は、企業の将来キャッシュ・フロー (収益力) に基づく評価手法であるため、対象者の超過収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることから、DCF 法を採用しているとのことです。DCF 法では、対象者の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式の 1 株当たりの価値の範囲を 1,307 円から 1,649 円までと算定しているとのことです。なお、公開買付者が本取引の

実行により将来的に実現可能と考えている「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われない新しい形での店舗出店及び新規出店ペースの加速等による収益の変化については、その施策が成就すれば中長期的には企業価値向上に繋がるものと考えておりますが、リスクもはらんでいることから現時点ではその影響額を具体的に見積もることは困難であるため、DCF法の算定の基礎となる事業計画等においては加味されていないとのことです。また、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

なお、KPMG FASは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

(c) 第三者委員会の設置

対象者によれば、対象者の取締役会は、平成25年3月1日、本公開買付けを含む本取引には構造的な利益相反の問題が生じうるため、本取引についての検討に慎重を期し、本公開買付けに対する意見表明に関する対象者の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するとともに、対象者の株主の利益を保護することを目的として、対象者の取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置する旨の決議を行い、かかる第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するか否かの検討を含みます。）、(b)本取引の条件の妥当性（本公開買付け価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価の適正性ならびに本取引に係る検討過程・交渉経緯を含みます。）、(c)本取引の手続の透明性・公正性（対象者の株主の利益への配慮を含みます。）及び(d)本取引が少数株主の皆様にとって不利益なものでないか、について諮問したとのことです。

対象者の取締役会は、第三者委員会の委員として、本取引に関し独立性を有する高野利雄氏（委員長、弁護士）、本取引に関し独立性を有する対象者の社外監査役である佐々木司氏（税理士）及び忠内幹昌氏（弁護士）の3名を選定しているとのことです。

第三者委員会は、平成25年3月1日より同年4月15日まで合計6回開催され、本件諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、公開買付者から本取引の目的、本公開買付けの諸条件及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、その他本取引の背景等に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、本公開買付けの諸条件につき検討を行いました。次に、第三者委員会は対象者取締役に対して本取引により対象者の企業価値が向上するか、本取引の手続の公正性が保たれているか等につきヒアリングを行いました。また、第三者委員会は、KPMG FASが作成した本算定書の基礎となる事業計画について対象者の取締役から説明を受け、KPMG FASから、本算定書に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行い、本公開買付け価格の妥当性について検討したとのことです。更に、当該株価算定結果等を踏まえた対象者と公開買付者との交渉状況、本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等に対する説明を対象者の取締役、KPMG FAS及び野村総合法律事務所（詳細については、後記「(d) 独立した法律事務所からの助言」をご参照ください。）から受け、意思決定に至る手続の公正性を検討したとのことです。

上記の検討の結果、第三者委員会は、(a)眼鏡業界の市場・競争環境の現状を踏まえ、かかる事業環境に対応するため対象者が迅速かつ大胆な施策を実施する必要があることや一層の経営管理の効率化が求められている中で本取引の目的が検討され、対象者の企業価値の向上の点からも合理的であると認められることから、本取引の目的は合理的なものであり、(b)二段階買収が本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付けに株主の皆様が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付けの条件も公開買付け期間が比較的長期間に設定され買付株式数の下限もいわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方に基づいていること、本公開買付け価格がKPMG FASによるDCF法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値1,314円及び過去1ヶ月間（平成

25年3月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,264円をそれぞれ上回っていること、過去3ヶ月間(平成25年1月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,153円(小数点以下四捨五入)に対して21.4%(小数点以下第二位四捨五入)かつ過去6ヶ月間(平成24年10月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,067円(小数点以下四捨五入)に対して31.2%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、上記の通り対象者と公開買付者との間で本公開買付価格の引き上げに関する交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等から、本取引の条件は妥当であり、(c)本取引に係る意思決定過程に対象者との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、独立したアドバイザーが選任され、また、独立した第三者評価機関からの算定書を取得していること等を踏まえれば、本取引の手続は透明・公正なものであり、従って(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断したとのことです。

以上の経緯で、第三者委員会は、平成25年4月15日に、対象者の取締役会に対し、本取引の目的が合理的であること、本取引の条件は妥当であること、本取引の手続は透明・公正であること及び本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを、それぞれ委員全員の一致で決議したことを内容とする本意見書を提出したとのことです。

(d) 独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した野村総合法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

(e) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者の取締役会は、本算定書及び本意見書を参考にし、野村総合法律事務所からの法的助言を踏まえて、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、公開買付者から提案のあった抜本的かつ機動的な施策を、一般株主の皆様にごリスクが及ぶことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、また本公開買付価格が、近時の株価推移の結果、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値1,314円に対して6.5%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアム、過去1ヶ月間(平成25年3月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,264円(小数点以下四捨五入)に対して10.8%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムに留まってはいるものの、対象者としては本公開買付価格である1,400円が、前記の通り、KPMG FASによるDCF法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の過去3ヶ月間(平成25年1月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,153円(小数点以下四捨五入)に対して21.4%(小数点以下第二位四捨五入)かつ過去6ヶ月間(平成24年10月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,067円(小数点以下四捨五入)に対して31.2%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、前記の通り対象者と公開買付者との間で本公開買付価格の引き上げに関する交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等を踏まえて合理性があり、これらの経緯及び第三者委員会から提出された本意見書の内容等を踏まえて、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そこで平成25年4月15日開催の対象者の取締役会におい

て、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び公開買付者の代表取締役を兼務している対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び公開買付者の代表取締役を兼務している対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、本公開買付けを含む本取引について対象者との間で構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、対象者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、当該取締役会には、対象者の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(f) 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、対象者の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を確保することを可能にするとともに、公開買付者以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの適正性を担保することを企図しております。また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、対象者が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、それら対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

(g) 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者の普通株式の全て（但し、応募対象外株式及び対象者の自己株式を除きます。）を取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、18,306,561 株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（18,306,561 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。当該応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（18,306,561 株）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、買付予定数の下限である 18,306,561 株は、対象者の第 34 期第 3 四半期報告書（平成 25 年 2 月 12 日提出）に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（45,492,477 株）から、①平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数（305,906 株）、②応募対象株式数（3,426,383 株）、③応募対象外株式数（11,572,334 株）及び④公開買付者が本書提出日現在所有する対象者の普通株式数（427,500 株）を控除した株式数（29,760,354 株）の過半数（14,880,178 株、所有割合 32.93%。）を基礎として、これに②応募対象株式数（3,426,383 株）を加えた数となります。このように、公開買付者は、少数株主の皆様を過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととして、対象者の少数株主の皆様を尊重しております。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
33,186,737 株	18,306,561 株	—

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（18,306,561 株）に満たない場合は、応募株券等の全部

の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

- (注2) 買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大である33,186,737株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の平成25年2月12日提出の第34期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(45,492,477株)から、平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(305,906株)、応募対象外株式数(11,572,334株)、公開買付者が所有する本書提出日現在の対象者普通株式数(427,500株)を控除した株式数(33,186,737株)です。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注5) 買付予定数の下限は、対象者の第34期第3四半期報告書(平成25年2月12日提出)に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(45,492,477株)から、①平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(305,906株)、②応募対象株式数(3,426,383株)、③応募対象外株式数(11,572,334株)、④公開買付者が本書提出日現在所有する対象者の普通株式数(427,500株)を控除した株式数(29,760,354株)の過半数(14,880,178株、所有割合32.93%)を基礎として、これに②応募対象株式数(3,426,383株)を加えた数となります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	4,275個	(買付け等前における株券等所有割合 0.95%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	147,572個	(買付け等前における株券等所有割合 32.66%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	331,867個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	447,796個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等のうち、富澤昌宏氏応募対象株式(2,440,775株)及び富澤万里氏応募対象株式(744,120株)は本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数のうち、当該株式(3,184,895株)に係る議決権の数31,848個については分子に加算しておりません。
- (注2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(33,186,737株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成25年2月12日提出の第34期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数(45,492,477株)から、平成24年12月31日現在において対象者が所有する自己株式数(305,906株)を控除した45,186,571株にかかる議決権の数(451,865個)を分母として計算しております。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 46,461,431,800円

(注) 買付代金は、買付予定数 (33,186,737 株) に 1 株当たりの買付価格 (1,400 円) を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
カブドットコム証券株式会社 (復代理人)	東京都千代田区大手町一丁目3番2号

② 決済の開始日

平成25年6月6日 (木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (18,306,561 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (18,306,561 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令 (昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。) 第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。) 第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、応募の受付を行った公開買付代理人本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。復代理人であるカブドットコム証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ（<http://kabu.com/>）の株式公開買付け（TOB）取扱サービスに記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の16時00分までに解除手続を行ってください。解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

（その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人又は復代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 25 年 4 月 16 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
カブドットコム証券株式会社（復代理人）	東京都千代田区大手町一丁目3番2号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」をご参照下さい。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、公開買付者から提案のあった抜本的かつ機動的な経営施策について、対象者の株主の皆様にもリスクが及ぶことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、対象者として最善の選択肢であると判断したとのことです。また、公開買付者が、対象者に対して提出した平成 25 年 4 月 4 日付「公開買付条件に関するご提案」において公開買付者から提案した本公開買付価格、過去の類似取引事例におけるプレミアム水準を下回る 1,350 円であったことから、公開買付者と対象者との間で数次にわたって価格引き上げに関する交渉が行われました。その結果、公開買付者は、最終的に平成 25 年 4 月 12 日に本公開買付価格を当初の提案価格に 50 円を上乗せした 1,400 円と決定いたしました。なお、対象者プレスリリースによれば、近時の株価上昇の結果、本公開買付価格が、本公開買付け公表日の前営業日である平成 25 年 4 月 12 日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値 1,314 円に対して 6.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアム、過去 1 ヶ月間（平成 25 年 3 月 13 日から平成 25 年 4 月 12 日まで）の普通取引終値の単純平均値 1,264 円（小数点以下四捨五入）に対して 10.8%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた額に留まることになったことについて、対象者の取締役会は、本公開買付価格である 1,400 円が上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載された通り、KPMG FASによるDCF法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成 25 年 4 月 12 日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の過去 3 ヶ月間（平成 25 年 1 月 13 日から平成 25 年 4 月 12 日まで）の普通取引終値の単純平均値 1,153 円（小数点以下四捨五入）に対して 21.4%（小数点以下第二位四捨五入）かつ過去 6 ヶ月間（平成 24 年 10 月 13 日から平成 25 年 4 月 12 日まで）の普通取引終値の単純平均値 1,067 円（小数点以下四捨五入）に対して 31.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、上記の通り対象者と公開買付者との間で本公開買付価格の引き上げに関する交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等のこれらの経緯及び第三者委員会から提出された意見書の内容等を踏

まえて、公開買付者との交渉を経て決定された本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件が妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです（判断過程の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください）。そこで平成 25 年 4 月 15 日開催の取締役会において、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏を除く全ての取締役が全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。なお、上記取締役会には対象者の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

②本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
 上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照下さい。

③本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置
 上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照下さい。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成 25 年 2 月 8 日に平成 25 年 3 月期第 3 四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況等は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

決算年月	平成 25 年 3 月期第 3 四半期累計期間
売上高 (千円)	50,584,385
売上原価 (千円)	16,342,947
販売費及び一般管理費 (千円)	27,212,345
営業外収益 (千円)	441,719
営業外費用 (千円)	275,422
四半期純利益 (千円)	4,223,299

本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本プレスリリースの発表から 12 時間を経過するまでは、株式会社メガネトップの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、株式会社富澤及び株式会社メガネトップは一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本プレスリリースには、株式会社富澤及び株式会社メガネトップの経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載してあります。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部について英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付け届出書又は関連する買付け書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことは出来ません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表又は配付に法令上の制限が課されている場合があります。かかる場合にはそれらの制限に留意し、当該国又は地域の法令を遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリース又はその訳文が受領されても、本公開買付けに関する株券の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

以 上